

『GLOOBE レンタルパック』利用規約

本規約は、福井コンピュータアーキテクト株式会社（以下「当社」といいます）が開発及び販売を行うBIM建築設計システム「GLOOBE」（以下「本ソフトウェア」といいます）の期限付き使用許諾契約（以下「レンタル」といいます）にあたり、お客様に遵守いただく事項を定めるものです。お客様は、本規約に同意されたうえ、当社が定める所定の手続きによりお申込みください。なお、本規約に同意いただけない場合は、レンタルのお申込みはできません。

第1条（適用範囲）

本規約は、本ソフトウェア（プログラム、記録媒体、マニュアル、サンプルデータ、その他付随する一切を含みます）のレンタルに適用されるものとします。また、お客様が本ソフトウェアを使用する際は、別途当社が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」（以下「使用許諾契約書」といいます）に同意する必要があります。

第2条（レンタル製品）

1. 本ソフトウェアのレンタルは、GLOOBE レンタルパック（以下「基本セット」という）とオプションに区分されます。お申込みには、基本セットの契約を必須とし、オプションのみのレンタル又は基本セットのレンタル数を超えるオプションのレンタルはできません。
2. 本ソフトウェアのレンタルライセンスの形態は、スタンドアロンライセンスのみとなります。
3. 本ソフトウェアを使用する際に必要となるプロテクトは、ネット認証（占有）のみとなります。
4. レンタル契約期間中は、本ソフトウェアの最新版プログラムをご使用いただけます。ただし、お客様において当社が提供する「FC コンシェルジュ」への登録が必要となります。
5. 基本セットには、年間 12 回までサービスを受けられる「電話サポートサービス」が付いております。

第3条（関連会社への委託）

当社は、以下の業務を当社の関連会社に対し委託するものとします。なお、本規約に基づき当社がお客様に対して負うものと同様の義務を当該関連会社に負わせるものとし、その行為については当社が責任を負うものとします。

① 「電話サポートサービス」

基本セットの付帯サービス「電話サポートサービス」は、福井コンピュータスマート株式会社（以下「FCスマート」といいます）に委託し、FCスマートが定める電話約款の定めに従いFCスマートが提供します。

② 「申込受付業務」

Web 申込受付業務の一部（「口座振替依頼書」の送付先、及びWeb 申込みに関する問合せ）は、福井コンピュータシステム株式会社に委託しております。

③ 「口座振替に関する業務」

口座振替に関する業務は、福井コンピュータホールディングス株式会社に委託しております。

第4条（レンタル契約期間）

レンタルの契約期間は、第2条1項に定めた区分によって以下のとおりといたします。なお、それぞれのレンタル期間は1年間とします。ただし、本条①又は②のbにより契約期間が1年未満となる場合は、そのレンタル料は契約月数に応じた月割り料金となります。

①「基本セット」

お客様が、お申込みいただいた月の翌月1日をレンタル開始日とし、1年間の契約となります。また、既に基本セットをご使用中のお客様が新たに基本セットをお申込みいただいた場合（以下「追加契約」といいます）、追加契約の初年度契約期間の終了日は、ご使用中の基本セットの契約期間終了日と同日とします。

②「オプション」

a. 基本セットと同時にオプションをお申込みいただいた場合

基本セットの契約期間と同じものとなります。

b. 基本セットの契約期間中に、オプションを新たにお申込みいただいた場合

オプションをお申込みいただいた月の翌月1日をレンタル開始日とし、終了日は該当する基本セットの終了日と同日とします。

第5条（契約の自動更新）

お客様は、レンタル契約期間満了の20日前までに、当社に対しレンタル契約の解約の申し出がない場合は、該当する基本セット（オプションを使用中のお客様は、該当するオプションも含む）の終了日の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間自動更新されるものとし、それ以後も同様といたします。

第6条（レンタル料金）

1. レンタル料金は、当社が別途定める「レンタル販売価格表」により、数量及び内容に応じて計算いたします。
2. 「レンタル販売価格表」は、予告なく変更する場合があります。なお、レンタル契約期間中に価格変更が行われた場合、当社はおお客様に対してその差額を請求又は返金いたしません。ただし、お客様の契約更新が行われた時点で、新たな価格が適用されます。
3. お客様が、第4条①又は②のbにより契約期間が1年未満となる場合は、そのレンタル料は契約月数に応じた月割り料金が適用されます。
4. 消費税等については、レンタル契約開始時点の税率を適用いたします。ただし、支払方法で「口座振替－月々の分割払い」を選択されたお客様においては、税率が変更となった月より新たな消費税率を適用いたします。

第7条（支払方法）

1. お客様はお申込みの際、当社が定める支払方法より選択し、前条第1項のレンタル料金をお支払いください。
2. 支払方法は、予告なく変更する場合があります。その際、契約期間中であっても必要に応じて別の支払方法に変更いただく場合があります。
3. お客様が「口座振替」を選択された場合は、以下の内容についてご注意ください。

- ① お客様は、お申込みの際「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、速やかに当社が指定する送付先に、原本を郵送ください。
 - ② お客様が指定いただいた口座より、毎月 20 日（振替日が土日祝日の場合は、翌営業日。）に当月分のレンタル料金を振替いたします。
 - ③ 万一 20 日に振替ができない場合、翌月に当月分と前月分の 2 ヶ月分を合わせたレンタル料金を、再度振替いたします。
 - ④ ご指定いただいた口座を変更される場合は、お手数ですが改めて口座振替のお申込みを行ってください。
4. 前条第 3 項の契約又はオプションの追加及び契約更新時のレンタル料金については、お客様がご契約時に選択された支払方法によりお支払いいただきます。なお、各支払い方法別の詳細は、以下のとおりとします。
- ① 契約又はオプションの追加
 - a. 口座振替（月々分割払い）

お申込みの翌月より、契約時の指定口座から契約又はオプションの追加分に該当する月額レンタル料金を加算して振替いたします。
 - b. 口座振替（年額一括払い）

お申込みの翌月に、契約時の指定口座から契約又はオプションの追加分に該当する初年度契約期間満了日までのレンタル料金を加算して振替いたします。
 - c. 振込（年額一括払い）

契約又はオプションの追加分に該当する初年度契約期間満了日までのレンタル料金の請求書を発行いたしますので、お客様は当社が指定する口座と期日までにお振込みいただくものとします。
 - ② 契約更新時
 - a. 口座振替（月々分割払い）

契約時の指定口座より、契約満了日の翌日から起算して、所定の月額レンタル料金を当社が定める日に振替いたします。
 - b. 口座振替（年額一括払い）

契約時の指定口座より、契約満了日の翌日から起算して、所定の年額レンタル料金を当社が定める日に振替いたします。
 - c. 振込（年額一括払い）

自動更新完了後に所定の年額レンタル料金の請求書を発行いたしますので、お客様は当社が指定する口座と期日までにお振込みいただくものとします。

第 8 条（レンタル契約の解約・変更）

1. お客様は、お客様の都合によりレンタル契約期間中であっても、契約を解約することができます。ただし、既にお支払いいただいたレンタル料金の返却は行わないものとし、「月々の分割払い」を選択されたお客様は、契約期間の残存月数の未払いレンタル料金を一括にて当社指定の口座にお振込みいただくものとします。
2. お客様が契約を解約する場合は、契約期間満了日の 20 日前までに契約解約の申し入れを当社 GLOBE レンタルパック専用ダイヤルまでお電話いただき、その後に送付する専用の解約届に記名押印し

たものを、当社に郵送ください。

3. 契約内容の変更、オプションの追加や解約を希望する場合は、随時「GLOBE レンタルパック係」までお電話いただき、後日担当者より連絡のうえ手続きいたします。

第9条（レンタル契約の解除）

1. 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、催告をしないで通知のみにてレンタル契約を解除できるものとします。
 - ① お客様が支払方法にかかわらず、レンタル料金の支払いが2ヶ月遅延し、当社から送付する「お支払いについてのご案内」の期日までに支払いを行わなかったとき。
 - ② お客様が本規約の条項に違反したとき。
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき又は第三者からこれらの申立てがなされたとき。
 - ④ 資本減少、営業の廃止もしくは変更、又は解散の決議をしたとき。
 - ⑤ お客様の経営が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
2. お客様は、レンタル契約が解除された場合、お客様に契約期間の残存月数の未払いレンタル料金がある場合は、一括にて当社指定の口座にお振込みいただくものとします。

第10条（レンタルサービスの廃止）

1. 当社は、諸般の事情により本規約に基づくサービスの一部又は全部を廃止することができるものとします。なお、当社はお客様に対して該当するサービスの終了日の3ヶ月前までに、当社が提供する手段により通知するものとします。
2. 当社は、前項によりレンタル期間中に契約が終了となるお客様のうち、すでに契約期間のレンタル料金をお支払い済みのお客様については、残存期間に該当するレンタル料金を返金するものとします。

第11条（規約及びサービス内容の変更）

当社は、本規約またはレンタルサービスの内容等の一部又は全部を変更及び廃止することがあります。この場合、本規約又はサービス内容は、変更後の内容が適用されるものとします。なお、本規約の内容を変更する場合、事前に当社ホームページ等で通知等することにより、お客様にご連絡したものとします。ただし、文言の修正等、お客様に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することができるものとします。お客様が変更内容に同意されない場合は、レンタル契約を解約し、ご利用を中止しなければなりません。解約されない場合、新しい契約条項がお客様に適用されるものとします。

第12条（免責事項）

1. 天災地変、通信回線障害等の不可抗力および当社が必要と判断した場合、お客様に事前通知なく一時的にお客様が受けることのできるサービスの提供を中止させていただくことがあります。
2. お客様は、当社が定める本ソフトウェアの動作環境を確認のするものとし、インストール後のPCの性能による動作不具合については、当社は一切責任を負わないものとします。お客様は、当社が提供する体験版にて動作確認をされることをお勧めします。

3. 本ソフトウェアのインストールは、お客様ご自身で行うものとします。
4. お客様のインターネット環境又はお客様の過失により、一切のサービスが利用できない場合により生じた損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（個人情報の取扱い）

当社によるお客様の情報の取扱いについては、福井コンピュータグループプライバシーポリシー（<http://hd.fukuicompu.co.jp/privacy/index.html>）の定めによるものとし、お客様はこのプライバシーポリシーに従って当社がお客様の情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第14条（権利譲渡の禁止）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく地位又は権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第15条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第16条（協議及び合意管轄）

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の内容に関して疑義が生じた場合は、両当事者は信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。
2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2014年11月4日より適用します。

（2017年10月2日改定実施） 一部改定

以上

（問い合わせ先）

1. 本規約又はレンタル契約に関してご不明な点がございましたら、当社 GLOOBE レンタルパック専用ダイヤル 0776-67-7110（営業時間 9：00～12：00、13：00～18：00）まで、お電話ください。
2. 「口座振替依頼書」の送付、本サービスの Web 申込みに関してご不明な点がございましたら、下記までお電話ください。

【福井コンピュータシステム株式会社】

〒852-8065 長崎県長崎市横尾 3-2-1 GLOOBE レンタル取扱係 宛

TEL：095-856-3115 FAX：095-857-9500